



# 鳥取県公報

平成17年2月7日(月)  
号外第12号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	県道の区域の決定(69)(道路課).....	1
	県道の供用の開始(70)(＃).....	1

## 告 示

### 鳥取県告示第69号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年2月7日から2週間鳥取県県土整備部道路課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成17年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
船上山赤碓線	東伯郡琴浦町大字赤碓字きらり2540 - 4地先から同大字字地蔵面頭1831 - 3地先まで	18.5~38.0	191.0

### 鳥取県告示第70号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年2月7日から2週間鳥取県県土整備部道路課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成17年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
船上山赤碓線	東伯郡琴浦町大字赤碓字きらり2540 - 4地先から同大字字地蔵面頭1831 - 3地先まで	平成17年2月7日

